

# 石川町公共施設 LED 照明設備賃貸借事業公募型プロポーザル

## 実施要領

この要領は、石川町（以下「本町」という。）が発注する「石川町公共施設 LED 照明設備賃貸借事業」（以下「本事業」という。）において、その優先交渉権者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して定めるものである。

### 第1 実施目的

本町では、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、ゼロカーボンシティの目標達成に向けて、町民・事業者・行政が連携して温室効果ガスの排出削減を推進していくこととしている。加えて、令和9年末までに蛍光灯の製造・輸出入が禁止されることを受け、蛍光灯からLED照明への更新の対応が急務となっている。

よって、本町所有の公共施設において、付帯サービス付き賃貸借（リース）によるLED照明への更新と設置した照明の維持管理に係る事業を実施する。

本事業の実施にあたり、現地調査の実施や計画、施工、維持管理等に関し、ノウハウを有する民間事業者から提案を受け、本プロポーザルを経て選定した優先交渉権者との間で契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合はリース契約を締結する。

なお、本事業は、「第2次地球温暖化防止実行計画 事務事業編」および「石川町地球温暖化防止実行計画 区域施策編」に基づく、本町の率先的な温室効果ガス削減事業の一環として位置づけられるものである。したがって、本プロポーザルでは、単なる照明設備のLED化にとどまらず、両計画の目標達成に寄与する温室効果ガス削減効果の最大化や維持管理の効率化など、本事業の提案上限額の範囲内において本町にとって環境面・経済面を含め総合的なメリットのある提案についても広く求めるものである。

### 第2 事業概要

#### 1 事業名

石川町公共施設 LED 照明設備賃貸借事業

#### 2 対象施設

19施設

※詳細は、別紙「対象公共施設一覧表」のとおり

#### 3 事業内容

別紙「石川町公共施設 LED 照明設備賃貸借事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### 4 契約方式

債務負担行為（10年）による付帯サービス付き賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）

#### 5 事業期間

##### (1) 施工期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

##### (2) 賃貸借（リース）期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

6 事業に係る提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

286,000千円

※この価格は予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものである。

※この価格を超えた提案は失格とする。

7 その他

- (1) 本プロポーザルに要した全ての費用について本町に請求することはできず、応募者の負担とする。
- (2) 昨今の情勢を踏まえ、契約事業者の責に帰すことができない事由による資機材等の価格高騰や納期の大幅な遅延といった供給状況の変化が生じた場合には、本町と協議のうえ、都度対応を決定する。

### 第3 応募要件（プロポーザル参加資格要件）

1 応募者の参加要件

- (1) 応募者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する者（単体）又は法人格を有する者の共同体（それぞれが法人格を有する複数の者の共同体）とする。
- (2) 応募者は、次の役割を全て担い、共同体の場合は各構成員が次の役割を分担する。
  - ア 事業役割  
本町とのリース契約締結等の諸手続きを行い（本町との対応窓口）、事業遂行の全ての責を負う。
  - イ 施工役割  
施工に関する業務をすべて実施する。
  - ウ その他役割  
上記ア、イ以外の維持管理、本設備の供給等に関する業務を各々実施する。
- (3) 法人格を有する者の共同体で応募する場合は、事業役割を担い、契約者となる代表事業者を1者選定する。なお、各構成員は、他の法人格を有する者の共同体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が発生した場合であって本町との協議により本町が認めたときには、この限りではない。
- (4) 参加表明にあたっては、応募者の構成員すべてを明らかにしたうえで、「事業実施体制表（様式7）」にその旨を記載し、本事業における各々の役割分担を明確にする。  
また、法人格を有する者の共同体で応募する場合には、「法人格を有する者の共同体事業実施体制表（様式8）」を使用すること。
- (5) 応募者は、本プロポーザルの参加を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。

2 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、法人格を有する者の共同体で応募する場合、法人格を有する者の共同体としてこれらの要件を満たすこと。

- (1) 応募者は、「参加表明書（様式1）」及び資格確認書類により、本要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は、事業運営、維持管理などを円滑に行うために迅速に対応できる者であること。
- (3) 事業役割を担う構成員は、過去5年間（令和3年4月1日から公告の日まで。以下同じ）に、国又は地方公共団体と本事業の内容と同種の事業を、元請けとして受注、契約、履行中または履行した実績を有していること。なお、同種の事業とは「公共施設のLED照明の賃貸借事業」とする。
- (4) 施工役割を担う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく本事業に必要な許可を受けている者であること。
- (5) その他役割を担う構成員は、施工役割を担う構成員と兼務であってもよいものとする。
- (6) 本町の地域経済活性化の観点から、本事業に町内事業者（石川町内に本社、営業所等を有する事業者）が参加できるよう努めること。
- (7) 応募者は、別紙「仕様書」の「第2 業務内容＞2 賃貸借物件の選定及び設置作業＞(2)照明仕様」の要件を満たすことを示す、「販売実績証明書及び製造拠点誓約書（様式6）」を提出すること。

#### 4 応募者の制限

応募者又は応募者の構成員は、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者。
- (2) 参加申し込み時において、本町の入札参加制限及び指名停止処分を受けている者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始申し立てがなされている者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申し立てがなされた者であっても、更生手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申し立てがなされなかった者とみなす。
- (4) 国税、地方税を滞納している者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は、実質的経営に関与している者。
- (6) 施工役割を担う者について、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

#### 第4 事業仕様

別紙「仕様書」のとおり。

## 第5 全体スケジュール

No.	内 容	期 日
1	実施要領の公表	令和8年4月6日(月)
2	資料閲覧期間 ※参照「第6 資料閲覧」	令和8年4月13日(月) 午前9時から 令和8年5月27日(水) 午後5時まで ※石川町役場開庁時に限る。
3	現地調査申込書の提出期限 ※参照「第7 現地調査」	令和8年4月14日(火) 午前12時必着
4	現地調査実施	令和8年4月20日(月) から 令和8年5月1日(金) まで
5	質問書の提出期限 ※参照「第8 質問受付、回答」	令和8年5月1日(金) 午後5時必着
6	質問への回答	令和8年5月13日(水) 予定
7	参加申込みの受付 ※参照「第9 参加申し込み」	令和8年4月6日(月) 午前9時から 令和8年5月15日(金) 午後5時必着 ※石川町役場開庁時に限る。
8	参加資格要件等確認結果通知	令和8年5月20日(水) 予定
9	企画提案書の提出期限	令和8年5月27日(水) 午後5時必着
10	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年6月12日(金) 予定
11	評価結果の通知	令和8年6月中旬
12	詳細協議	令和8年6月中旬～6月下旬
13	契約締結	令和8年6月下旬
14	賃貸借物品設置	令和9年3月31日(水) まで
15	賃貸借期間開始	令和9年4月1日(木) から10年間

※ 上記スケジュールは予定であり、本町の都合により変更する場合がある。

## 第6 資料閲覧

### 1 提出書類・申込方法

「資料閲覧申請書(様式4)」に記載の上、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。提出ファイル名は「会社名\_(仮称)石川町公共施設LED照明設備賃貸借事業\_資料閲覧申請書」とすること。

また、電子メールの件名は「資料閲覧申請書(石川町公共施設LED照明設備賃貸借事業)」とすること。

### 2 閲覧期間

令和8年4月13日(月) 午前9時から令和8年5月27日(水) 午後5時まで

### 3 提出先

担当：石川町防災環境課 環境対策係

電話：0247-26-9122 FAX：0247-26-0360

メール：kankyo@town.ishikawa.fukushima.jp

### 4 その他

- (1) 閲覧及び提供の日時は、申請者の希望日時を踏まえて担当部署から通知する。
- (2) 閲覧（提供）のために来庁する場合は、本人確認のため名刺を持参すること。
- (3) 閲覧（提供）は写真撮影のみ可とする。
- (4) 事業の公募型プロポーザルにおける提案書の作成以外の目的で利用しないこと。
- (5) 閲覧資料で知り得た情報は他へ漏らさないこと。
- (6) 資料の閲覧時に質問は受け付けない。質問がある場合は「質問書（様式9）」にて行うこと
- (7) 閲覧資料に関する情報の漏えい、不正な利用等の事故が生じたとき又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに担当部署へ報告すること。

## 第7 現地調査

### 1 提出書類・申込方法

「現地調査申込書（様式3）」に記載の上、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。提出ファイル名は「会社名\_（仮称）石川町公共施設LED照明設備貸借事業\_現地調査申込書」とすること。

また、電子メールの件名は「現地調査申込み（（仮称）石川町公共施設LED照明設備貸借事業）」とすること。

### 2 提出期限

令和8年4月14日（火）午前12時必着

### 3 提出先

担当：石川町防災環境課 環境対策係

電話：0247-26-9122 FAX：0247-26-0360

メール：kankyo@town.ishikawa.fukushima.jp

### 4 その他

- (1) 現地調査は平日のみとし、1施設あたり最大40分程度とする。なお、当該施設等が使用中等により、調査を実施するときに立ち入りが不可能である場合がある。
- (2) 現地調査は既設の器具の位置や形状といった概要の目視による確認を目的としている。このため、質問等がある場合には、現地ではなく、「質問書（様式9）」を使用して質問すること。
- (3) 参加人数は各社3名以内とし、屋内ではマスク着用とする。
- (4) 現地調査は2社以上の合同で実施する場合がある。
- (5) 現地調査を考慮した服装とし、徽章等から企業名が分からないように配慮すること。
- (6) 現地調査は任意とし、本プロポーザル参加にあたって現地調査の実施は必須としない。
- (7) 石川小学校及び石川中学校の現地調査は、指定の日時のみとし、令和8年4月9日（木）に公表する。

## 第8 質問受付、回答

### 1 提出書類・申込方法

募集要領等に関する質問は、「質問書（様式9）」に記載の上、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。

また、電子メールの件名は「プロポーザル質問（（仮称）石川町公共施設LED照明設備賃貸借事業）」とすること。

なお、質問等を含む問い合わせを各施設へ連絡することは認めない。必ず、下記の提出先へ行うこと。

### 2 提出期限

令和8年5月1日（金）午後5時必着

### 3 提出先

担当：石川町防災環境課 環境対策係

電話：0247-26-9122 FAX：0247-26-0360

メール：kankyo@town.ishikawa.fukushima.jp

### 4 質問の回答

令和8年5月13日（水）までに石川町ホームページに質疑に対する回答を掲載予定。

回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。

なお、質問の内容によっては回答できない場合もある。

## 第9 参加申し込み

### 1 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。提出の受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。

### 2 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時必着

### 3 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

### 4 提出書類

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 会社概要書（様式2）

(3) 事業実績一覧（様式5）

(4) 販売実績証明書及び製造拠点誓約書（様式6）

(5) 事業実施体制表（様式7）又は法人格を有する者の共同体事業実施体制表（様式8）

(6) 財務諸表（過去3年分）

(7) 納税証明書（最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業税について、提出日前3か月以内発行のもの。（写し可））

- 5 提出部数  
各1部
- 6 提出先  
住所：〒963-7893  
福島県石川郡石川町字長久保 185-4  
担当：石川町防災環境課 環境対策係  
電話：0247-26-9122 FAX：0247-26-0360
- 7 参加資格要件確認結果通知  
令和8年5月20日（水）までに通知する。
- 8 その他
  - (1) 参加資格がないと認められた者は、本町に対して参加資格がないと認めた理由について、令和8年5月22日（金）までに書面（様式は自由とする。ただしA4判とする）により説明を求められることができる。本町は、説明を求められたときは、令和8年5月29日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。
  - (2) 参加受付後に「第3 応募要件（プロポーザル参加資格要件）」の要件を欠く事実が発覚した際には、当該事業者のプロポーザルへの参加を取り消すものとする。

## 第10 企画提案書の提出

- 1 提出期限  
令和8年5月27日（水）午後5時必着
- 2 提出方法  
持参又は郵送。なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。
- 3 提出部数  
10部（原本1部、写し9部）
- 4 提出先  
住所：〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185-4  
担当：石川町防災環境課 環境対策係  
電話：0247-26-9122 FAX：0247-26-0360
- 5 提出書類  
参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされ企画提案書等の提出を依頼された者（以下「提案者」という。）は、以下の書類を提出すること。
  - (1) 企画提案書（様式10）
  - (2) 提案書（任意様式）[A4判（縦）20枚以内]  
仕様書に対する取組方法を具体的に記載する。文書を補完する図表、写真等の使用も可とする。また、文字サイズは、図表を除いて10.5ポイント以上とする。
  - (3) 見積書（任意様式）  
作成にあたっては以下のア～ウに留意すること。

- ア 見積書は税込総額にて作成すること。
- イ 見積書の宛名は「石川町長」とし、事業者名を記載し押印すること。
- ウ 見積書は全施設合計の総事業費の他に、各施設の年額、月額それぞれのリース費（工事費、維持管理費の内訳も示すこと）も記載すること。

## 6 留意事項

- (1) 「企画提案書（様式10）」を除く全ページに通し番号を付けること。
- (2) 書類はA4判・縦・両面印刷での作成を基本とする。A3判を使用してもよいが、その場合はA4判2枚とカウントし、A4判・縦と同等のサイズに折り提出すること。

## 第11 優先交渉権者の選定方法

### 1 審査方法

- (1) 本町は、プロポーザルについて審査を行うため、「石川町公共施設 LED 照明設備賃貸借事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。
- (2) 委員会は、応募者の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき審査を行う。  
なお、詳細な日程等については、参加申込みがあった事業者に対して、別途通知する。
- (3) 委員会は、別表1に定める評価基準により総合的な評価を行い、委員の持ち点（100点）を合算した値（合計点）が最も高い応募者を第1優先交渉権者、次に高い者を第2優先交渉権者として順位を付して選定する。
- (4) 合計点と同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、同数の時は委員長が決定する。
- (5) 応募者が1者であった場合でも審査を行う。
- (6) 委員会の委員の合計点が合計点満点の60%に達することを最低制限基準とし、60%に満たない場合は失格とする。
- (7) 第2優先交渉権者の地位は、第1優先交渉権者との契約が締結されるまでの間、保持するものとし、詳細協議において第1優先交渉権者と合意に至らなかったとき、又は第1優先交渉権者が辞退したときは、第2優先交渉権者が繰り上がるものとする。

### 2 プレゼンテーション及び質疑応答

- (1) 実施日  
令和8年6月12日（金） 予定  
※日時については、別途通知する。
- (2) 開催場所  
石川町字長久保185-4 石川町役場3階 委員会室
- (3) 出席者  
5名以内とし、事業役割を担う者は必ず出席すること。
- (4) 実施方法
  - ・プレゼンテーションはパワーポイント等任意の形式で実施することとし、企画提案書の内容を逸脱しないこと。なお、追加資料の提出や配布は認めない。
  - ・提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。
  - ・当日のタイムスケジュールについては、対象者に対し別途通知する。

・1 提案者あたりの持ち時間は45分とし、プレゼンテーション30分、質疑応答15分とする。

(5) その他

ア プレゼンテーションに必要な機器は、応募者が用意すること。

イ ただし、プロジェクター、スクリーン、ケーブル（HDMI、VGA）及び電源は町が用意する。

3 審査基準

企画提案に対して、別表1に定める評価基準により審査を行う。

4 審査結果

本町は、前項の規定に基づく審査により決定した審査結果について、応募者全員に書面で通知するとともに、町ホームページで公表する。

この場合において、参加した提案者の名称は、第1優先交渉権者のみ公表する。

また、選定結果については、参加した提案者に対し自己の結果のみ通知する。

5 その他

審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 第12 契約の締結等

1 審査結果に基づき選定した第1優先交渉権者と、提案に沿って契約内容について詳細協議、調整を行ったうえで、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

2 第1優先交渉権者に選定された提案者が辞退した場合、または協議が整わなかったときは、第2優先交渉権者と契約についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとする。

## 第13 その他

1 企画提案書の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

2 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。

3 本事業により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本町に帰属するものとする。

4 この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

5 本プロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意した者とみなす。

6 参加表明書の提出後に辞退する場合には、令和8年5月27日（水）までに「プロポーザル参加辞退届（様式11）」を提出すること。

7 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本事業において知りえた情報（周知の情報を除く）は、本事業の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

8 企画提案書について情報公開請求があった場合は、石川町情報公開条例（平成14年第22号）に基づき、提出書類等を公開することがある。

9 本プロポーザルへの参加事業者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領第2第6項に示す提案上限額を越える提案を行った場合
- (2) 本業務の仕様を満たさない提案
- (3) 本要領第3に示す応募要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類又はプレゼンテーションの内容に虚偽があった場合
- (5) (1)～(4)で定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

#### 第14 事務担当

住所：〒963-7893

福島県石川郡石川町字長久保185-4

担当：石川町役場防災環境課環境対策係

連絡先

電話：0247-26-9122 FAX：0247-26-0360

メール：kankyo@town.ishikawa.fukushima.jp

附 則

この要領は、令和8年4月6日から施行し、目的を達成したときは、その効力を失う。

別表1 評価基準（第5 関係）

評価項目		評価ポイント	配点
<b>様式評価</b>			<b>10</b>
事業実績一覧 (様式5)	事業遂行能力	本事業と同種事業の受注実績があるか。	10
<b>提案書評価</b>			<b>80</b>
事業実施体制	業務実施体制	事業の理解度は十分か。	5
		本町の計画通りに業務実行が可能な体制・スケジュールを構築できているか。	10
施工内容	施工工程	施設の業務、利用者を考慮した施工計画・体制が構築できているか。	10
	施工方法	施設の特性に配慮した施工提案がなされているか。	5
	施工品質	本事業を遂行するにあたり、適切な施工品質、安全確保の方針が提案されているか。	10
維持管理	維持管理方針・体制	障害発生時に迅速な対応（点検、復旧等）ができる体制の構築ができているか。	10
地域経済の活性化	町内事業者の活用	町内事業者の活用に十分配慮しているか。	10
追加提案	見積金額の精度向上	見積金額の妥当性、精度向上に係る具体的な提案があるか。	5
	維持管理の効率化・業務負荷の軽減	維持管理の効率化、業務負荷の軽減に資する独自提案があるか。	5
	温室効果ガス排出量の削減	本町の第2次石川町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の内容を踏まえた、温室効果ガス排出量の削減に資する独自提案があるか。	10
<b>価格評価</b>			<b>10</b>
見積金額（見積書）	見積金額	提案内容に対し適切な金額であるか。	10
合 計			100